

平成30年度

第11回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

平成31年2月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成30年度第11回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）	1件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	2件
議案第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第8号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	30件

報告第1号	農地法3条の3の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	19件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	31件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	地目変更について	7件
報告第6号	賃借料情報の提供について	1件

<出席委員> (17名)

1番	石井一也	2番	市原律子
3番	横山清亮	4番	小川友安
5番	清宮惠理子	6番	齊藤憲次
7番	浅川政明	8番	長谷川秀明
9番	高橋芳和	10番	竹下洋一
11番	秋庭重樹	12番	中村浩道
13番	西郡高夫	14番	伊原茂久(職務代理者)
15番	齊藤元治	16番	長谷部衡平(会長)
17番	梶本泉		

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
次長補佐	橘菌俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島悟	農地審査班長	江上章子

開 会 （午前10時00分）

議 長
(長谷部会長)

ただいまより、平成30年度第11回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 11番 秋庭 重樹 委員

議席番号 12番 中村 浩道 委員

のご両名をお願いいたします。

議 長
(長谷部会長)

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

第1項から第3項につきましては、面接を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

はじめに第1項ですが、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料1ページから3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都豊島区巢鴨1丁目に所在する法人が、義務者であります、若葉区桜木1丁目、市原市皆吉、緑区誉田町2丁目に在住の方々が所有する緑区平川町の農地を、新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、申請地では、営農型太陽光発電

事業が営まれています。独自の生産ノウハウによりパネル下部においても高収益の安定した営農モデルを目指すとのこと。

申請地の取得後の作目は、ハウレンソウ、トマト、にんにく等を予定しております。

次に第3項です。

お手元の資料4ページから5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります八街市四木に在住の方が、義務者であります緑区下大和田町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、会社員時代に農家での手伝いを始め、その後、個人農家での研修を経て、専業農家として自立することを希望するようになったとのこと。

申請地の取得後の作目は、ハウレンソウ、ナス等を予定しております。

次に第4項ですが、第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区下田町に所在する法人が、義務者であります同区同町に在住する方々が所有する同区同町の農地を、農業経営基盤強化促進法による特定法人貸付事業の貸付期間の満了に伴い、営農を継続するため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、小松菜、レタス、パクチー等を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、第1項及び第2項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの説明について、事務局より補足事項があります。

事務局

補足説明させていただきます。

第3項の権利者につきまして、新規就農者であったため面接を実施しました。その際に権利者は最大年間150万円、最長5年間の補助が受けられる農業次世代人材投資資金制度を活用しない意向を示していましたが、事前審査第1班の委員の皆様から、継続的な営農を行うためにも農業次世代人材投資資金制度を活用してはどうかという助言をいただきました。

その後、改めて事務局で権利者に対して確認を行い、制度を所管する本市農政センターと相談しながら制度の活用を前向きに検討したいとのご回答をいただきました。

補足説明は以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

橋本委員

第4項について、権利者の法人は農地所有適格法人でしょうか。

事務局

本法人は今回の申請について、農地所有適格法人として申請を行いました。本法人については農地所有適格法人制度が創設される前の特定法人貸付事業基盤法にて平成21年より賃借をしており、賃借期間の満了に伴い農地法の手続きで賃貸借を行います。

橋本委員

第4項について、権利者の法人が支払う賃借料が高いように思われますが、申請地の農地区分は何になるのでしょうか。

事務局

申請地については、農振法の農用地に該当します。ハウスを建てて使用すること等が、賃借料が高めになる要因だと推測されます。

橋本委員

第1項及び第2項について、営農型太陽光発電の下で農産物を

作ることになります。生産経費と比較して、特にトマトの生産収益額が高めに想定されているように思われますが、新規就農者の収支計画として妥当性はあるのでしょうか。

清宮委員

新規就農者に対する面接を事前審査会で実施した際に、採算が難しいように思われました。ただ農作物、特にトマトの栽培方法については自信を持っており、実績もあるとのことでした。

梶本委員

新規就農者については、農作物の販売経験がないことから収支計画の見通しが甘くなりやすいため、市農政センターを中心としてバックアップできるようお願いします。

秋庭委員

新規就農者に対する助成制度はいつ頃からあるのでしょうか。

齊藤憲次委員

6年ほど前からあったと記憶しています。

秋庭委員

助成金を受けた新規就農者が5年後どのくらい営農を続けているのか、農業委員として把握する必要があると思います。

議 長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

———— 挙手 ————

議 長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

議 長
(長谷部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。
第1項です。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、農業用施設用地とするものです。

申請地は、武石インターチェンジから北東に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地は、原則転用は不可とされておりますが、申請に係る農地を農業用施設に供することから、農地法施行令第4条の規定により、例外的に許可されるものです。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、素掘り側溝を設置して、土砂の流出を防止します。

次に2項です。

お手元の資料8ページ及び9ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするものです。

申請地は、貝塚インターチェンジから南に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて流出抑制後、側溝に接続します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方

は、挙手願います。

——— 挙手 ———

議 長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議 長
(長谷部会長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

はじめに議案第3号ですが、第1項から第8項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

議案書5ページをご覧ください。

資料は10ページから12ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、流通業務等の事務所用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北西に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、汚水は浄化槽にて処理後、污水管へ接続し、雨水は貯留施設にて流出抑制後、雨水管へ接続します。

また、ブロックを設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に第2項ですが第3項及び第4項と一体案件ですので、一括

してご説明いたします。

お手元の資料13ページから15ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、社会福祉施設用地とするため所有権を移転するものです。

申請土地は、穴川インターチェンジの東に位置する農地です。
農地区分は、インターチェンジから300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水貯留施設にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。
他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第5項ですが第6項及び第7項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料16ページから18ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、共同住宅及び長屋住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、モノレール小倉台駅から南西に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管・下水管・ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に病院が2つあることから第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第8項です。

お手元の資料19ページから21ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、駐車場及び資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、モノレール千城台駅から北東に約3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、土堰堤を設置して土砂の流出を防止します。

次に、第9項です。

お手元の資料22ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR都賀駅から北西に約1.4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、汚水は污水管に接続し、雨水は、浸透枳にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、ブロックを設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第10項です。

お手元の資料23ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから南に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土を設置して土砂の流出を防止します。

他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

	<p>事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第8項について補足説明いたします。</p> <p>現地調査において、現地は傾斜地であり、雨水処理が懸念されるところの意見がありました。</p> <p>権利者はこの意見を考慮し、土地利用計画図を再度提出したいとの申し出がありました。</p> <p>図面北側に向かって、現地は緩やかな低地となっておりますので、この部分に土堰堤を設けるとともに浸透柵を3か所設置することとなりました。</p> <p>以上により、周辺環境への被害防除対策が改善されたものとして、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>榑本委員</p>	<p>第5項、第6項、第7項について、分筆をする前に農地法の転用申請を行うのか、それとも分筆を行った後に農地法の転用申請を行うのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的には分筆を行った後に農地転用の手続きをしていただくよう指導しています。ただし、分筆されることを前提として地積測量がなされる場合は、分筆前であっても転用申請を受理し、その後、分筆の確認を行っています。</p>
<p>榑本委員</p>	<p>第8項の補足説明について、申請地が周辺よりも低い土地となっているように思われますが、盛土を行う計画はなかったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は平成30年10月に一時転用許可を受け、資材置き場</p>

等に利用しており、同年11月に復元の報告を受けています。その時と同じような使い方でも問題ないと判断し、申請を行ったものと推測されます。

ただし、補足説明のとおり、現地調査の際に周辺への被害防除は慎重にするようにとの意見がありましたので、再度計画を検討したものです。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長及び事務局の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

———— 挙手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

議長
(長谷部会長)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班班長
(伊原班長)

ご説明いたします。
議案書の10ページをご覧ください。
第1項から第3項について、一体案件となりますので、合わせてご説明いたします。

資料は24ページから30ページの位置図・公図・土地利用計画図をご覧ください。

本件は、富田町管理運営組合が、千葉県富田都市農業交流センターにおいて、市民との交流イベントを開催するにあたり、近隣の畑3筆の一部、合計4,726平方メートルに使用貸借権を設定し、一時的に「来場者駐車場、イベントスペース」として使用したい、というものです。

使用にあたり、造成などの工事はございません。

一時転用期間は、平成31年3月23日から5月14日までとなります。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

梶本委員

本組合はイベントごとに一時転用の申請を行っていますが、一時転用のような煩雑な手続き以外の手続き方法はないのでしょうか。

事務局

農地法に係る一時転用の正式な許可が必要となります。申請者にとっては負担となりますが、その都度、農業委員会総会にて許可の決定をしていただく必要があります。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

議長
(長谷部会長)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

第1項です。

資料は31ページの位置図をご覧ください。

本件は、備考欄にございますように、平成27年3月18日付で当初一時転用許可を行いました案件の、計画変更に係るもので

す。

中央区市場町に本店を置く法人が、若葉区小間子町の畑4筆、計4,931平方メートルについて、隣地の産業廃棄物最終処分場建設時に採取した砂利を、埋め立て完了後の覆土として利用するための堆積場所として、当初許可より3回の計画変更承認を得て、平成31年2月28日までの期間で一時転用し利用しているものですが、「産業廃棄物処分場は平成30年5月31日付けで許可を得て、平成30年7月下旬から産業廃棄物の搬入を開始したものの、搬入量が当初見込みより少ないため、覆土用の砂利の排出計画が大幅に遅れることとなったため、転用期間を平成33年3月20日まで延長したい」というものです。

なお、遅延の主な理由として「廃棄物の状態を確認し、搬入業者の選定をしているため」とのことでした。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

議 長
(長谷部会長)

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

第1項から2項まで、千葉西税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

花見川区天戸町在住の農業相続人が、同区同町の田10筆、畑12筆、同区長作町の田3筆、合計面積1万8,972平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、1月29日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

第2項です。

花見川区横戸町在住の農業相続人が、同町の畑4筆、合計面積2,482平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、12月27日の現地調査により、小林推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

———— 質問・意見なし ————

議 長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

—— 挙手 ——

議 長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

議 長
(長谷部会長)

次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

第1項です。

中央区都町一丁目在住の方が所有しております、同区同町の畑1筆、面積508平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、1月9日の現地調査により市原推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

—— 質問・意見なし ——

議 長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

—— 挙手 ——

議 長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。

議 長
(長谷部会長)

次に、議案第8号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

議案第8号の「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」ですが、第8項及び第9項は千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件です。〇〇〇〇委員は、千葉みらい農業協同組合の役員に就任されております。

また、第10項から第30項は権利者が同一で緑区椎名崎町の農事組合法人に係る案件です。△△△△委員は、その法人の役員に就任されております。

議案に係る委員については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないとされております。

従いまして、第1項から第7項をはじめに審議、採決をいただき、のちに第8項及び第9項並びに第10項から第30項の審議、採決をいたします。

それでは、第1項から第7項について事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区上泉町在住の方の所有する同町の畑2筆、合計面積710平方メートルを同区中田町所在の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、対価は214万7,700円です。

続いて、第2項から第4項は、権利者が同一のため一括してご説明します。若葉区川井町所在の農事組合法人が、若葉区北谷津

町在住の方、他2名の所有する同町の田5筆、合計面積1万6,083平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので設定期間は、いずれも6年です。

続いて、第5項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積842平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

続いて、第6項は、佐倉市上志津原所在の農地所有適格法人が、稲毛区長沼原在住の方の所有する同町の畑2筆、合計面積4,800平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第7項は、緑区平川町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の田3筆、面積3,596平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は10年です。

第1項から第7項までの合計面積は2万6,031平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

———— 質問・意見なし ————

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

—— 挙 手 ——

議 長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号の第1項から第7項は、原案どおり決定といたします。

議 長
(長谷部会長)

続いて、第8項及び第9項について審議しますので、関係委員について、おそれ入りますが退室をお願いいたします。

議 場

—— 関係委員 退室 ——

議 長
(長谷部会長)

それでは、第8項及び第9項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

本件は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件です。

農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同区幕張町の畑1筆、面積2,000平方メートルを賃借にて借り上げ、同区武石町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

本件につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

———— 質問・意見なし ————

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

———— 挙 手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号第8項及び第9項は、原案どおり決定といたします。
それでは、事務局、関係委員の入室をお願いします。

議 場

———— 関係委員 入室 ————

議長
(長谷部会長)

続いて、第10項から第30項について審議しますので、関係委員については、おそれ入りますが退室をお願いします。

議 場

———— 関係委員 退室 ————

議長
(長谷部会長)

それでは、第10項から第30項について、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。
権利者が同一のため、一括してご説明します。
なお、件数が多いため、一覧表を作成しましたので、議案書の31ページをご覧ください。
緑区椎名崎町所在の農事組合法人が緑区古市場町在住の方、他20名の所有する緑区古市場町、大金沢町、落井町、刈田子町、富岡町、中西町、椎名崎町の田44筆、合計面積5万5,371.42平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので設定期間は、いずれも10年です。

本件につきましても、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

———— 質問・意見なし ————

議 長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

———— 挙 手 ————

議 長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号第10項から第30項は、原案どおり決定いたします。
それでは、事務局、関係委員の入室をお願いします。

議 場

————関係委員 入室————

議 長
(長谷部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。
事務局よりご説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の32ページをご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、2件ございました。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の35ページまでに19件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の36ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の39ページまでに31件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の40ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、4件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議案書の41ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、7件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の42ページをご覧ください。

報告第6号「賃借料情報の提供について」です。

本件は、農地法第52条に基づき本市における賃借料を算出し、毎年、情報提供しているものです。

具体的には、昨年平成30年1月1日から12月31日までの1年間に、農地法第3条の許可や農用地利用集積計画の公告が行

われたデータなどにより、田・畑別、そして行政区別に10アール当たりの賃借料水準をお示ししたもので、金額は記載のとおりです。

農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後農業委員会だより3月号や農業委員会のホームページなどにより、周知を図ってまいります。

なお、花見川区、稲毛区の田及び中央区、稲毛区の畑につきましては、今年の事例がない、又は少ないため表示しておりません。報告案件につきましては、以上でございます。

議 長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

秋庭委員

長屋住宅と共同住宅にはどのような違いがあるのでしょうか。

事務局

長屋住宅は、1階と2階があり、一つの住宅として成立したものがいくつも連なったような形になります。また共同住宅とは違い、共用部分がない点が特徴になります。

浅川委員

長屋住宅と共同住宅の違いは、共有部分がある場合は共同住宅、ない場合は長屋住宅になると思います。

議 長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようです。
これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議 長
(長谷部会長)

以上をもちまして、平成30年度第11回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時55分)